

第7章 パトロール（作業場所の巡視）

7.1 パトロールの意義

パトロールの役割は、「主に目で見てわかる不安全要素について、現場に存在する顕在化した、或いは潜在化している災害の芽をチェックリストを用いて確認し、探し、潰すこと」である。パトロールを行う意義は、以下の通りである。

- ① 現場に災害の危険がないか、確認する。確認された場合は、その是正をその場で指示する。「すぐに実施できない」場合は、作業を中止し、対策を早急に検討する。
- ② 安全衛生会議や朝礼などで指示された事が現場で実際に行われているか、確認する。
- ③ 現場の作業実施に当たり、適度な緊張感や集中力を維持する。災害防止の気運を高める。

パトロールを半ば慣習として行っているのは、現場の安全衛生は確保されない。パトロールは、常に現場で作業する人々の安全を確保できるよう真剣に行う必要がある。

また、現場で作業者に声をかけることで、現場の緊張感を維持させる。声かけは、不安全行為だけでなく、挨拶や工事の進捗確認なども行い、現場でのよい関係を築くことが重要である。

「製造業元方指針」第2の4においては、「元方事業者は、連絡調整の実施状況等現場の状況を確認することが混在作業による労働災害の防止に当たって有効であることから、定期的に、混在作業による労働災害を防止するため必要な範囲について作業場所を巡視すること、また、機械等を導入し、又は変更したとき、元方事業者又は関係請負人の作業内容を変更したとき、関係請負人が入替わったとき等においても同様に巡視すること。」とされている。

また、安衛法第29条では、「元方事業者は、関係請負人及びその労働者が、法令等に違反しないよう必要な指導を行う、また、違反していると認めるときは、是正のための必要な指示を行う。」旨規定されている。ここで留意すべき点は、通常、注文者と労働者の間に指揮命令関係がある場合には、請負形式の契約により行われていても労働者派遣に該当し労働者派遣法の適用を受けることになるが、安衛法第29条に従い元方事業者が請負人の労働者に対して直接安全上の指導や指示を行うことは、労働者派遣法で定められた「安衛法の適用の特例」の適用を受けるため、労働者派遣法に抵触しないということである。

パトロールは、現場のあら探しを行うものではない。実施者は、服装や態度などが作業者の範と成るよう心がけ、不安全事項が発見されたときは、毅然として現場責任者や実施者に不安全ポイントを伝え、改善されるよう努力する必要がある。

パトロールにおいては、不具合が発見されたときは、パトロール者の管轄の者や場所でもその場で注意し是正することが必要である。管理監督者のパトロールでは、厳しい目で現場を視察する。一方、よい事例を発見したときには、賞賛し、安全衛生向上のインセンティブを高める。特に、工場長など上位層のパトロールでは、褒めることを重要視したパトロールを行うと効果的である。

7. 2 パトロールの種類

構内で作業を行う関係請負人の職場に対するパトロールには、実施形態としては、①元方事業者によるパトロール、②元方事業者と関係請負人の合同パトロール（協議会パトロールへの同行も含む）といった形がある。また、実施者別にみると、①工場長、事業所長等トップによるパトロール、②安全衛生スタッフによるパトロール、③専門家によるパトロール、などがある。

事例 7.1 に、元方事業者が主体となり、製造請負職場を含めて工場全体で定期的に行うパトロールの例を、事例 7.2 に元方事業者と関係請負人の合同パトロールの例を、事例 7.3 に構内工事における安全サイクルと安全パトロールの例を示す。

名称	頻度	参加メンバー
安全衛生委員によるパトロール	月 1 回（安全衛生委員会前）	<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生委員：22 名 ・オブザーバー：10 名（関連会社代表、構内協力事業所安全衛生協議会会長、各部門安全衛生推進委員等） ・事務局：10 名
車体製造部部内安全衛生環境パトロール	月 1 回（安全会議前）	車体製造部長、各課課長及び係長、職場長代表、班長代表、部門安全推進委員
エンジン製造部「QC・5S・KPS・環境パトロール」	月 1 回	エンジン製造部長、各課課長、係長、職場長、部門安全推進委員
副総括安全衛生管理者点検	年 3 回（2、7、10 月）	副総括安全衛生管理者、A 工場事務所長、生産本部副本部長、労組支部執行委員長、点検部門の製造部長、課長、部安全事務局、点検部門の安全推進委員、関係生産技術課長、安全保健課 合計 12 名
事業所間安全衛生推進委員会による安全監査（事業所間で相互に監査を行うもの）	年 3 回	視察側 <ul style="list-style-type: none"> ・委員会メンバー：7 名 ・ライン課長：3 名 ・安全担当スタッフ：3 名 ・本社安全保健部：3 名 受け入れ側 <ul style="list-style-type: none"> ・監査部門：5 名 ・安全事務局：4 名
労使安全衛生点検	年 1 回（2 月）	<ul style="list-style-type: none"> ・労働組合：本部、他支部、A 工場支部で約 30 名 ・会社側：本社安全保健部、他工場安全関係者、A 工場安全衛生委員会関係者等 約 25 名 ・安全事務局委員：約 16 名
夜勤工場点検（労働組合が主催し、20:30～21:30 の時間帯に行うもの）	年 2 回（2、7 月）	会社側安全衛生委員及びオブザーバー、労働組合安全衛生委員会メンバー及び労働組合委員、安全保健課

事例 7. 1 元方事業者が請負会社作業場も含めて行うパトロールの例

2000年8月0日

〇〇自動車△△工場講内作業

協力会社責任者殿

参集先企業

- ・ A社 殿
- ・ B社 殿
- ・ C社 殿
- ・ D社 殿
- ・ E社 殿
- ・ F社 殿
- ・ G社 殿

〇〇自動車(株)△△工場

総務部 安全健康課 山田 川夫

9 月 度 構 内 協 力 会 社 連 絡 会 安 全 パ ト ロ ー ル ご 案 内 に つ い て

貴社におかれましては益々ご清祥のことと存じます。

構内安全については、「構内協力会社連絡会」を通じ相互にレベルアップを図っておりますが、今後も各協力会社に継続的な活動を進めていただけるよう計画しております。

つきましては各協力会社の安全パトロールを下記の通りに実施いたします。大変お忙しいとは存じますが、ご参集頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 開催日時 : 2000年 9月 〇日(水) 13:40~15:00

2. 集合場所 : D社 △△工場

3. 内 容 :

- ・ 元請企業として責務の状態を確認し合い、今後の改善につなげたい。
- ・ △△工場内の連絡事項

● 今後の予定

- * 11月 : A社
- * 1月 : E社、F社
- * 3月 : B社、G社

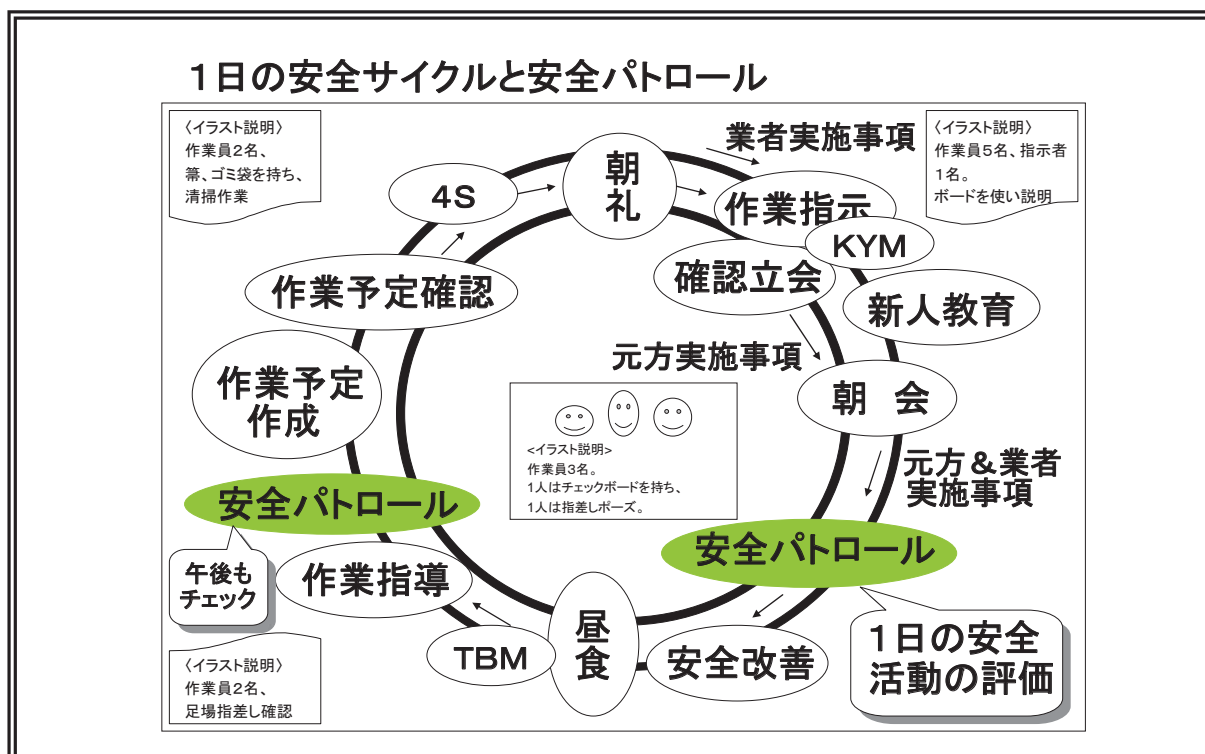
→ 各協力会社責任者で 2ヶ月に1回、各会社のパトロールを実施する。

以 上

本件に関する問い合わせは以下に願います。

〇〇自動車 △△工場 安全健康課 吉田 TEL 000-111-2222 (内線 1234-5678)

事例7. 2 元方事業者と関係請負人の合同パトロールの案内の例



事例7. 3 工事における一日の安全サイクルと安全パトロールの例

なお、事例 7.4 のように、元方事業者によるパトロールとは別に関係請負人が主体となって相互の安全パトロールを実施している例もある。

自動車メーカーの関係請負人が構成員となっている協力会において、以下の要領で相互安全パトロールを実施している。

- 1) 自動車メーカー構内作業における関係請負人の事故・災害を未然に防止する為、相互に改善指導・指示を行うとともに、安全作業のレベルアップを図ることを目的とする。
- 2) 実施に当たっては協力会のパトロール員の選定から始まり年間パトロール計画を立案、研修会等を実施して目合わせを実施後、実行する。
- 3) 権限は協力会の会則に基づき、構内における点検指導を実施する。不具合等が確認されたときは、自動車メーカーからの権限委譲により、改善指導あるいは、一時作業中止命令をすることができる。
- 4) 指導方法は、現場を見て激励するとともに、不安全行動、不安全状態などがないか点検する。不安全行動、不安全状態等があった場合はランクを判定し、改善通知書を発行する、そのランクが基準以上の場合は後日、被指摘会社を勉強会に出席させる。
- 5) カード方式による指摘事項撲滅制度を採用し会員各社の安全衛生管理活動のレベルアップを図っている。イエローカード、レッドカードがありそれにより協力会の開催する勉強会にて対策報告を実施する。

事例7. 4 関係請負人によるパトロールの例

7.3 パトロールでチェックすべき点

パトロールは、その目的を明らかにして行う。以下に、パトロールでチェックすべき点を示す。

- ① 危険状態と危険行為の指摘と改善
- ② 設備・機械などの保安状況
- ③ 各職種間の連絡調整状況
- ④ 作業現場の4S状況
- ⑤ 第三者に対する設備・防災対策状況
- ⑥ 搬入する資材・機器材の状況
- ⑦ 作業員に対する監督状況

7.3.1 製造請負現場におけるパトロールのチェック項目

安全衛生点検チェックリストの一例を事例7.5に示す。

組立職場 品質・5S・KPS・環境パトロール		実施日時				
		メンバー	部長以下 名			
		工程				
項目	チェック事項	評価点				
		5	4	3	2	1
1. 標準類の管理 作業基準表 品質管理板 管理要領等	1. 改訂履歴が記入されているか					
	2. 正しく見やすい状態で掲示されているか					
	3. 掲示物は色褪せ、汚れ等なく読めるか					
	4. 不要な基準類が掲示されていないか					
2. 設備管理	1. 組立自動機 (BRG圧入・裃締め自動機) の日常点検は実施されているか					
	2. ボカガ装置は、決められたルールに基づいて日常点検が実施されているか					
	3. 組立治具は、よく整備され保管状態もよいか					
	4. 点検NGに対して対応がなされているか					
3. 工程管理	1. 標準作業通りの作業しているか					
	2. 決められた測定具、治具を使用しているか					
	3. 生産管理板は、決められた時間に記入されているか					
	4. 作業中断は、決め事通り実行しているか					
	5. 各種チェックシートに責任者のサイン (捺印) がされているか					
4. 現品管理	1. 容器・棚等に品番・品名が明示されているか					
	2. 同一容器・台車内に異品番のものが混在していないか					
	3. 工程内で打痕のつく恐れはないか					
	4. 工程内に不明品はないか (表示されていること)					
	5. 部品・製品の取り扱いが乱雑でなく混載はないか					
	6. 部品・製品に防塵・防錆等の配慮がされているか					
	7. 不良品・検討品を入れる容器 (置場) はあり、識別されているか					
	8. 不良部位が判るように処置されているか					
5. 5S	1. 整理: 不要・不急品がライン内に置かれていないか					
	2. 整頓: 定位置の明示がされ、その通り置かれているか					
	3. 清掃: 清掃が行き届き、保守管理されているか					
	4. 清潔: 職場に汚れがなく気持ちよく働ける環境にあるか					
	5. 躰: 決められた職場規律が守られているか					

事例7.5 組み立て職場におけるパトロールチェックリストの例

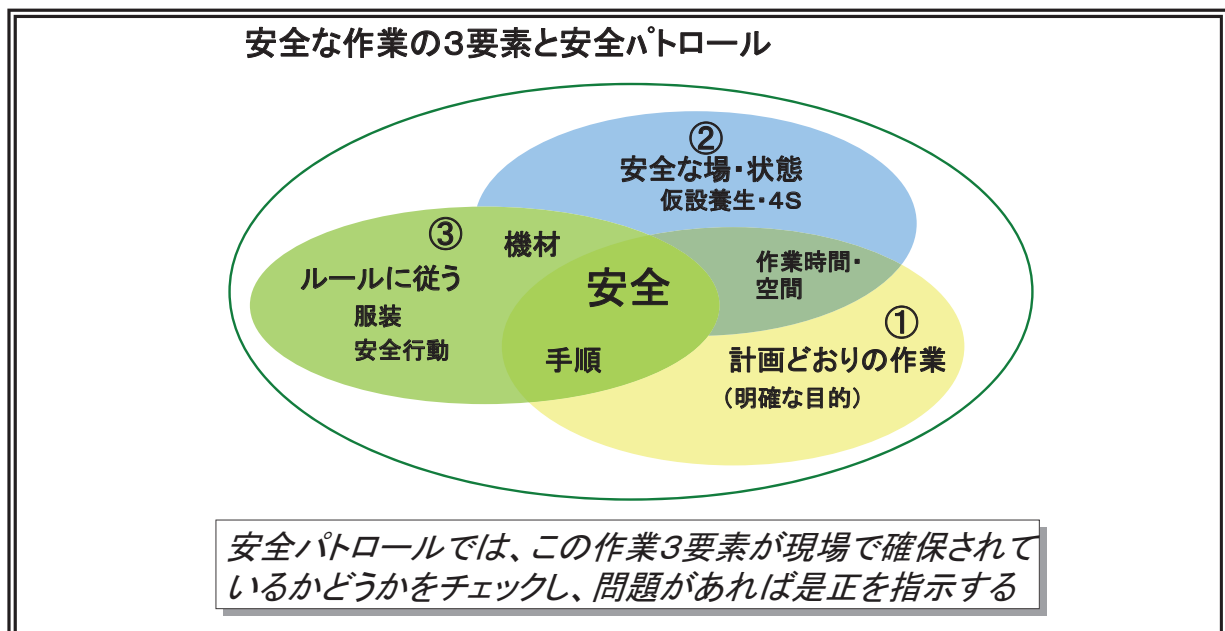
また、パトロールに当って、事例7.6のような重点点検項目を定め、事前に対象職場に示してパトロールを実施している例もある。

- 1.職場の所定の保護具が確実に装着されているか。(保護具着用基準は掲示されているか)
- 2.安全六則は携帯しているか。
- 3.服装に問題は無いか。(名札、袖口ボタン、襟立て、上着からシャツはみ出し、汚れ、破れ)
- 4.運搬車通路の一旦停止場所の安全確認は確実にされているか。(歩行者、運転者)
- 5.運搬車の運行に問題は無いか。(スピード、方向指示器、前後左右の安全確認、高積み)
- 6.危険な作業はしていないか。(高所作業、無理な姿勢、作業手順省略や標準外作業)
- 7.職場内の4Sはできているか。(不用品の処置、床面の躓き・滑りの要因、作業場の突起)
- 8.設備の点検は確実にされているか。(点検簿、責任社名、異常発生時対応ルールの表示)
- 9.設備の異常は無いか。(異音、異臭、振動、漏れ関係、電気配線及びコンセントの劣化)
- 10.台車のはみ出しやロケーション無しはないか。
- 11.危険物(可燃物・毒・劇物)の保管は適切か。(放置、保管量、責任者名や内容表示)
- 12.消火器、消火栓の点検は確実にされているか。(障害物は無いか・・・報知器も含む)
- 13.その他、不安全行為や不安全状態はないか。

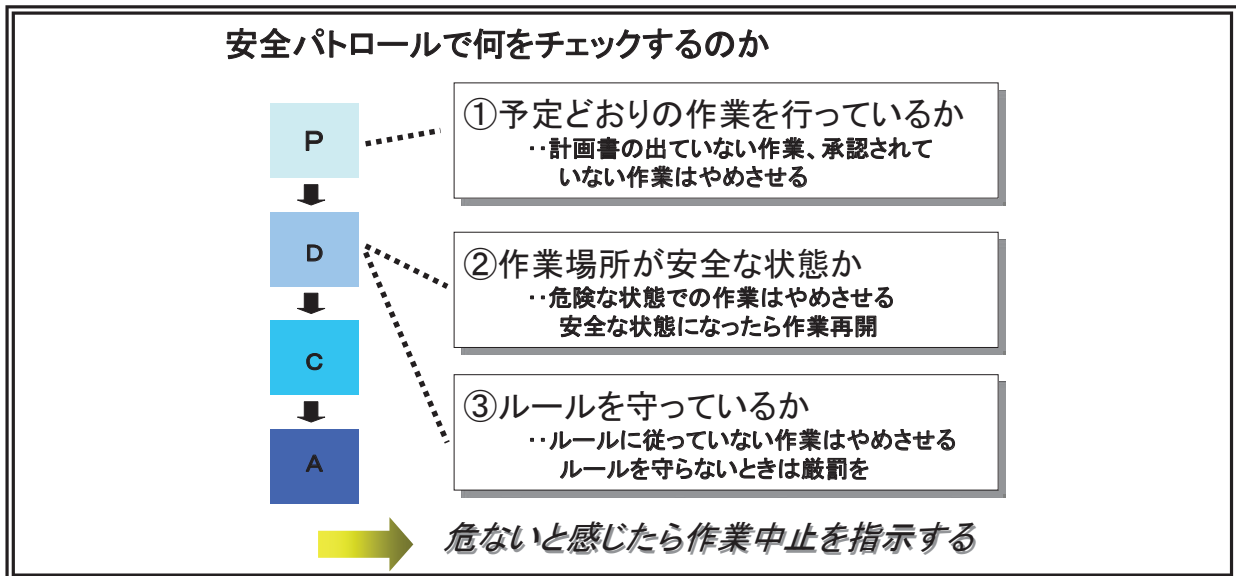
事例7.6 点検重点項目の例

7.3.2 構内における工事を対象にしたパトロールのチェック項目

工事における安全パトロールにおいてチェックすべき要素を事例7.7～7.8に、チェックリストの例を巻末に参考資料2として添付する。



事例7.7 安全な作業の3要素と安全パトロール

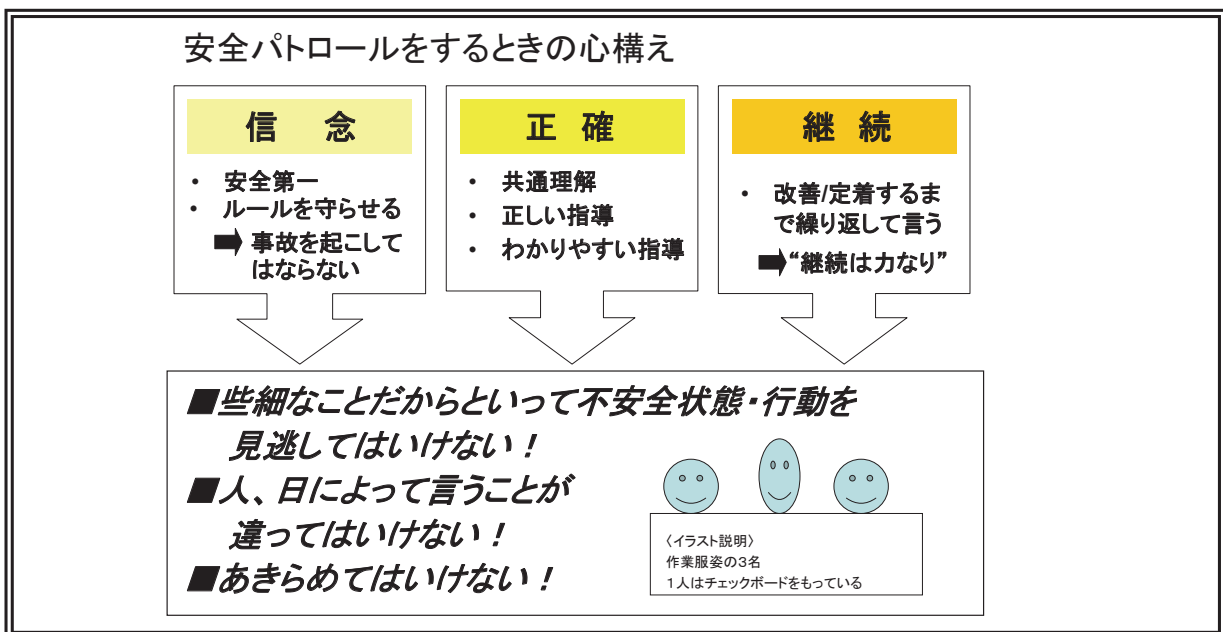


事例 7. 8 安全パトロールで何をチェックするのか

7. 4 パトロールの実施事項とフォローアップ

パトロール時の心構えとして、以下に項目を記す。

- ① どんなことでも見落とさないという厳しい姿勢
- ② 悪い点に注目するだけでなく、よい点を評価する
- ③ あら捜し的な態度や方向は避ける
- ④ すぐできることは、その場で改善させる
- ⑤ 対話を通じ、正しく認識させる
- ⑥ 現場の安全水準を頭に入れて指導する
- ⑦ あきらめずに、繰り返し、繰り返し指導する



事例 7. 9 安全パトロールをするときの心構え

7. 4. 1 製造請負職場におけるパトロール

パトロールでの指摘事項とその対応の例を事例 7.10～7.12 に示す。

(7 月 度)

部内安全衛生・環境パトロール

実施日時：平成22年7月30日(金)

点検場所：塗装課(金型職場、メッキ職場、サスアーム職場)、請負職場(バフ職場)

点検者：溶接課課長、職場長、班長、班長補佐

場 所	指 摘 内 容	対 策	担 当 期 日	確 認
金型職場	高速切断機の点検表が、5月のまま使用されている。又、クーリングタワー及びその周辺の4Sが出来ていません。	点検簿を当月に差し替えました。又、4Sを行い維持継続します。	班長 8月5日	OK 安全担当
メッキ職場	ハンガー置き台、アルカリ廃液のピットの蓋(マンホール)10mm程浮き上がり、つまつきませんか。	当面、黄色を塗り危険表示を行います。(錆によりはまりきらず。)	班長 8月6日	OK 安全担当
メッキ職場	職場の各所に荷札が落ちています。	気がついたら拾うよう指導し、清掃しました。	班長 8月6日	OK 安全担当
メッキ職場	第二電解予備槽整流器 7月24日清掃日になっているか?	清掃は終了していますが、表示変更忘れでしたので表示しました。	班長 8月6日	OK 安全担当
メッキ職場	マフラー溶接行きメッキ完成品台車置場6と5の間 エアホースが目線の高さに垂れ下がっている。 カブラーが頭や顔に当たるのでは?	現在使用していないので、頭に当たらないように固定しました。	班長 8月6日	OK 安全担当
メッキ職場	中央、時計下の消火器置場 「消火器の前にものを置くな」の表示があるのに、ゴミ箱を置いている。	部下全員に置かない様指導し、撤去しました。	班長 8月6日	OK 安全担当
メッキ職場	「火災報知器の前にものを置くな」の表示があるのに、台車を置いている。	部下全員に置かない様指導し、撤去しました。	班長 8月6日	OK 安全担当
メッキ職場	脚立が放置されているが、正規の置き場か?	使用者に指導及び片付けました。	班長 8月6日	OK 安全担当
サスアーム 職場	ZO-3980 高下駄により設備の高さをあげているが、バランスが悪く、少し揺れれば倒れそうである。アンカーで固定の必	工機課の設置時に自職場の方からも指摘しましたが、問題なしとのことでした。	班長 8月6日	OK 安全担当
請負職場 (バフ職場)	通箱置場：高さ制限を越えている。	工機課(修理班)依頼の業者が来た時に積み上げていた。現在撤去し、気がついたら制限高さにするよう職場メンバーに指導した。	請負職場 責任者 8月6日	OK 安全担当
請負職場 (バフ職場)	バフ職場東側消火栓の責任者表示はOKですか?	現在の責任者に変更しました。	請負職場 責任者 8月6日	OK 安全担当

* 対策に日数の掛かるものは予定日を記入して下さい。

事例 7. 1 0 請負職場に対するパトロール後の指摘とその対策



■ 組立 〇 鍛造 〇 機械 〇 熟処理 QC・5S・KPS・環境パトロール 改善指摘要事対策報告書

指摘要事				項目記入欄				担当職場回答記入欄				パトローラー者確認欄			
部内パトロール	リーダー	品質担当	課長	作成	担当者	責任者	確認	担当	作成	確認	確認	確認	確認	確認	確認
				10月5日											
改善指摘要事				項目				結果の確認				判定			
No.	指摘要事	内容	期限	担当者	改善内容	発着年月日	責任者	確認	担当	作成	確認	確認	確認	確認	判定
6	運転場/発送場	出入りする南側の扉は非常に低いので頭をかきなり屈めないこと。…他部門で低い扉を打つ災害が発生していますので、改善（原改造、若しくはカバーを付けて自立つばに注意表示）して下さい。	10月5日	課長		2011年9月16日									〇
7	運転場/エンジン	冷卻ファンに運転用の蛇管を取付けているが、熱くなっているため火傷の恐れはないのか？													—
8	運転場/エンジン	の冷卻ファンが剥き出しで回転している。→安全カバーは必要か？	9月27日	課長		2011年9月29日									〇
9	運転場/室内	が暑いので作業中に汗が溜まると水滴が溜まると落ちるからと言う理由でクーラーのS/Wを切っている。→設備の修理依頼をしてください。	未定	課長											〇
5. 5S関連															
1	前工程の裏側/廃液缶	のロケションはあるが、缶が直置きになっている。	10月30日	課長											—
2	ピストン/置場	表示が異なっている。（X17、X18、X19、X20の表示）	9月23日	課長											〇
3	ZO-2279/ボルト	塗布機上に不明液体が置いてある。	9月22日	課長											〇
4	工程/部品箱	の上に工具が置いてある。	9月22日	課長											〇
6. 環境関連															
1	工程6&7の間/ボット	クーラーが反対側向きで誰もいないのに動いている。…省エネで不要なときはこまめにS/Wを切るようにしてください。	9月22日	課長											〇
7. その他															
1	エンジン/オイル	の供給時間が表示内容と現状が違い過ぎる。（FD750/25秒→12.2秒）	9月23日	課長											〇
2	消火器	が6基（整理番号28-71、他）あるが、点検簿に責任者と点検者の名前が記入されていない。但し、表中の点検はされています。	9月21日	課長											〇
3	全般/空箱	台車の表示はしてあるが、過去にも部品が外注業者より返送された経緯もあるので今後十分注意願います。	9月21日	課長											〇

事例7. 11 請負職場に対するパトロール後の指摘要事とその対策

〇〇株式会社殿構内安全連絡会指摘項目

- 1) 実施日時 2011年1月28日 9:40~11:00
 2) 参加メンバー 〇〇株式会社 安全衛生部 佐々木課長様
 ○×プレス、×△ガラス、△□

承認	審査	作成
石田	斉藤	岡部

No.	場所	指摘内容	対策	担当	日程	備考
1	1階 1A工程	治具回転部分に通路側から第三者が手を入れる恐れがある 	カバー取付け 	技術課	2/2 済み	
2	1階 1A工程	ADJ シューターで空板が積みみ側に戻るスピードが早く危険である 	コロコンに減速用ローラーを取付け減速させる 	技術課	1/28 済み	
3	1階 1ライン	工具棚内にある銅ハンマーの頭が潰れている 	潰れているところを修理する 	技術課	1/28 済み	
4	1階 1ライン	非常停止ボタンの頭が欠損している 	新たにボタンを取付ける 	技術課	1/28 済み	

事例7. 12 請負会社連絡会活動の一環として行ったパトロール報告と対策

7. 4. 2 構内工事におけるパトロール

パトロールを実施するに当たっては、

- ① 事前の準備として工事に関係する請負人のリストを作成、それに基づいて日々のパトロールのスケジュールを作成し各関係請負人に事前連絡をし、パトロールの日時を認識しておいていただく。実施前には工事に関係する工事場所のレイアウトを基に本日の点検順路を点検者で確認する
- ② 点検団に必要な保護具についても集合場所に用意しておく。実際にパトロールをする際は、チェックリストに基づき全員で確認する。また、点検団と認識できるようプラカードを用意し、その先導のもと点検する。
- ③ 結果については、点検の終了後集合場所において全員で指摘した項目について出し合い、リーダーが決められた書類にまとめ、夕方の進行会議等で報告をするとともに、翌日の朝礼で全員に展開する。使用する帳票は以下に示す。

工事スタッフによる日々の管理

①安全・環境確認

⇒パトロールという形にとらわれず

現場では常に安全点検

⇒現地現物で業者と安全確認

⇒まずは、計画どおりの作業かをチェック

②品質確認

⇒仕様確認、施工品質確認

③スケジュール確認

⇒予定どおりか否か

④その他

**安パトは
日常活動**

・工事スタッフは現場で設計仕様、施工品質、工事日程を確認する前に、**先ず安全を確認する**

事例7. 14 工事スタッフによる日々の管理

